

休学期間中に他の大学で修得した単位の認定について (2022.09.14 更新)

休学期間中に他の大学で修得した単位に関し、本学開講科目の単位としての認定を申請できます。ただし、単位認定が可能な留学先は、「World Higher Education Database(WHED)」に掲載されている大学に限ります(※)。また、単位認定を希望する学生は、**休学前に指定のガイダンス、オリエンテーションに出席する必要があります。**(日程等、詳細については PORTA の「お知らせ」や PORTA 右横に表示される「カレンダー」で確認してください) 単位認定は、教務委員会の審議を経た後、教授会の決定をもって行われます。

原則として、単位認定は留学先における履修科目の内容および時間数が本学開講の対応科目と合致することが条件ですので、留学前に指導教員、学科長、または所属学部の教務委員と留学中の勉強計画について十分に話し合いをしておくことが重要です。

※次の教育機関は大学ではないが、例外的に単位認定対象とする。

- ・ Alliance Francaise (フランス) ・ CAVILAM (フランス) ・ Goethe-Institut (ドイツ)
- ・ Institut für Internationale Kommunikation (IIK) (ドイツ)

■ 認定単位数

学部生の場合は 30 単位 (短期大学部生の場合は 15 単位)、大学院生の場合は 10 単位を上限とする。

■ 認定の基準

【2013 年 2 月以降に出発した学生】

1. 留学先大学の授与した単位数にかかわらず、留学先大学で履修した科目の実質の授業時間数を考慮して行う。
本学の授業時間数については、「南山大学授業科目履修規程」第 6 条を参考のこと。
なお、規程での 1 時間は実質時間に換算すると 45 分となる。
 - ・ 講義科目や演習科目に認定する場合は南山大学の科目 1 単位あたり 675 分以上の授業時間数が必要
 - ・ 外国語科目に認定する場合は南山大学の科目 1 単位あたり 1,350 分以上の授業時間数が必要
2. 留学先で修得した、科目成績が合格 (Pass を含む) の科目が認定の対象となる。ただし、実技的科目 (美術、体育実技等) は認定の対象とはならない。
3. 留学先で修得した科目が本学での単位として認定されるためには、原則として授業内容が本学開講科目とほぼ同じである必要がある。
ただし、各学科の方針により上記に限らず認定される場合がある。
詳細については各学科毎で定められている単位認定の方法を参照すること。

■ 教職科目について

留学により単位認定された科目は、卒業に必要な単位として認められても、教員免許状取得のための単位としては認められない。